

氏名や本籍地の都道府県名が変わったときは

次の2つの方法があります。今後の海外旅行に便利の良い方法を選択してください。



残りの有効期間を放棄し、新しいパスポートに作りなおす。(新規)

<必要書類>

1. 氏名・本籍地の変更がわかる戸籍謄本又は抄本 1通
(6か月以内に発行されたもの)
2. 住民票 1通(住基ネットを利用する場合は不要)
3. 写真(パスポート用) 1枚
4. 有効旅券

<所要日数>

新規と同じ約1週間

<手数料>

新規と同じく10年: 16,000円、5年: 11,000円(11歳以下は6,000円)



今のパスポートに氏名や本籍地の変更を記載する。(訂正)

<必要書類>

1. 氏名・本籍地の変更がわかる戸籍謄本又は抄本 1通
2. 有効旅券

<所要日数>

パスポートセンター申請・受領の場合…2日、県民センター申請・受領の場合…約1週間

<手数料>

900円

<注意事項>

- ・訂正されたパスポートは出入国時に機械で読み取ることができません。出入国審査の際に指摘を受けた場合は、追記ページに訂正の記載があることを審査係官に自分で説明する必要があります。
- ・写真ページのサイン(所持人自署)は訂正できませんので、海外では新姓と旧姓の2つを使い分けていただくことになります。



なお、いずれの方法も代理の方が申請できますが、事前に申請書に申請者本人の記入が必要です。また、代理人の本人確認書類もお持ちください。

<見本> 本籍: 香川県
氏名: 香川花子

旅券 PASSPORT	日本国 型/Type P	発行国/Issuing country JAPAN	JAPAN 旅行番号/Passport No. TF1234567
	姓/Surname KAGAWA		生年月日/Date of birth 31 MAY 1967
	名/Given name HANAKO		
国籍/Nationality JAPAN		性別/Sex F	
発行年月日/Date of issue 11 APR 2010		本籍/Registered Domicile KAGAWA	
有効期間満了日/Date of expiry 11 APR 2020		香川花子	
発行官庁/Authority MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS			

(旅券面に変更なし)



本籍: 愛媛県
氏名: 讃岐花子

THIS PASSPORT IS AMENDED TO CHANGE BEARER'S NAME TO READ. (REGISTERED DOMICILE)
SURNAME: SANUKI GIVEN NAME: HANAKO REGISTERED DOMICILE: EHIME
AMENDMENT EFFECTED ON PERSONAL DATE PAGE. <u>01.MAY.2015</u> MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

(追記ページに訂正される)

詳しくは、香川県パスポートセンターまで
087-825-5111



参考

ご結婚される方へ

航空機の子ケットの名前と、パスポートの名前が一致していないと出入国できません。海外旅行の予約をする際にはご注意ください。

1

新婚旅行は旧姓で行き、帰国後にパスポートを新姓に訂正する。

①入籍してからすぐ(翌日等)に新婚旅行に行く場合、②新婚旅行から帰って入籍する場合はいずれの場合も、パスポートは旧姓のまま旅行に行くこととなります。この場合、航空機の子ケットやホテルの予約等も旧姓でしていただくこととなりますので、ご注意ください。旅行から帰って来て、新しい戸籍ができた後、裏面の方法で新規に作りなおすか、パスポートを訂正していただくようになります。

2

事前に入籍をすませて、新姓でパスポートを作り、新婚旅行に行く。

★入籍してから旅行の出発までに、次の期間を考慮してください。

入籍してから戸籍ができるまで、日数がかかります。その後、新姓の戸籍でパスポートを申請し、パスポートができあがるまでに約1週間必要です。さらに、ビザが必要な国に行く場合は、ビザの申請期間も必要です。この場合、航空機の子ケットやホテルの予約等は新しい名前ですていただくようになります。

こんなときパスポートが必要です！

- 空港などでの出入国審査のとき
- ビザ(査証)を申請するとき
- 国際線の飛行機や外国でホテルにチェックインするとき
- トラベラーズチェックを使用するとき
- 外国で警察官などから身分証明書の提示を求められたとき

